

あなたは、ハンセン<sup>びょう</sup>病を  
し  
知っていますか

～ハンセン<sup>びょう</sup>病<sup>ただ</sup>を正しく<sup>りかい</sup>理解するために～



## ～ 冊子を読んでいただくにあたって ～

ハンセン病は、かつて「らい」あるいは「らい病」と呼ばれていました。1996（平成8）年「らい予防法」が廃止された際、それまで「らい」に付加され続けてきた悪いイメージをすべて解消するという意味から、「ハンセン病」と呼ぶよう改められました。

この冊子で使われている言葉等について

### ◆「癩」「らい」について

医学用語、法律用語、歴史的用語として使用されている「癩」「らい」は、そのまま使用し、他は「ハンセン病」としました。

### ◆呼称について

#### ・ハンセン病回復者

かつて、ハンセン病になり、治癒した人  
（「入所者」「退所者」「非入所者」の総称）

#### ・入所者

ハンセン病療養所に入所している人

#### ・退所者

ハンセン病療養所に入所した経験があり、療養所を退所し、地域社会で生活している人

#### ・非入所者

療養所入所歴のない人

#### ・社会復帰

ハンセン病療養所を退所して、地域社会の生活に戻る人

## ◆はじめに◆

ハンセン病は、感染力が非常に弱く、また現在では、治療薬も開発されていることから、完治する病気です。しかし、かつては、遺伝病や隔離が必要な伝染性の病気として誤解され、恐れられていました。そしてこの誤解が、「いわれのない差別や偏見」を生じ、重大な人権侵害をもたらしたのです。

ハンセン病の問題について正しく理解することは、一人ひとりが人権について考えていくうえで、今後の重要な指針となります。

このリーフレットは、ハンセン病問題について理解を深めていただくことを目的に作成したものです。ハンセン病について、正しく理解していただくきっかけとしてご利用ください。

どんな病気であっても、患者の人権は守られねばなりません

病気で苦しむ人を社会から排除し、人びとの関心の外に置くことは、病気そのものだけでなく、病気にかかった人にまで、偏見や差別を生むことにつながってしまいます。

国は一つの法律をつくって、ハンセン病にかかった人たちを社会から排除し、長い間放置してきました。それは、1907(明治40)年法律第11号「癩予防二関スル件」にはじまり、改定を重ねた「らい予防法」です。この法律は89年間も継続され、その結果、ハンセン病患者・家族の人権は無視され、数えきれない悲劇が生まれました。

療養所に収容されると、現金は園内通用券（療養所内だけで通用する貨幣）に替えられました。また、園名（本名とは別の名前）を名乗るよう半ば強制され、これからは隔離された人生だということを自覚させられました。なかには、収容時に消毒液の入った‘消毒風呂’に入れられた人もいました。各園において、入所者は、「患者作業」（重症患者の看護・建設労働・火葬場の仕事等）を強いられました。その結果、体力を消耗し、手足に傷をつくることで、重い後遺症を残した人も多くいました。

療養所では、外出・退所は厳しく制限され、手紙の開封・検閲も行われていました。国は、療養所所長に懲戒検束権（刑罰・自由の拘束の権限）を与え（1916〔大正5〕年）、各療養所に監房を設置しました。

このような人権・人格を無視した誤った政策は、どんな病気に対しても二度と行われることがあってはなりません。

## ハンセン病とは

ハンセン病は、らい菌によっておこされる慢性感染症です。ただし、らい菌の病原性は弱く、仮に感染してもほとんど発症しません。まれに、らい菌に対する免疫力の弱い人が、栄養状態の低下や衛生環境の影響で感染し発症した場合、主に末梢神経と皮膚がおかされるといった症状があらわれることもあります。

しかし、現在は有効な治療薬があり、まれに発症した場合でも、早期に適切に治療

することにより障がいを残すことなく治るようになりました。確実な治療法のなかった時代においてさえ、ハンセン病が原因で死亡することはほとんどありませんでした。

ハンセン病は感染症の一つですが、隔離を必要としない病気です。それではなぜ、ハンセン病にかかった人を厳しい隔離に追い込んでしまったのでしょうか。それは、国による隔離政策と「無癩（らい）県運動」が偏見・差別を助長し、社会全体が、ハンセン病を「恐ろしい病気」と誤解してしまったからだと考えられます。

## ハンセン病が誤解された理由

第一の理由は、病気自体がもつ要因です。ハンセン病は自然に治る人もたくさんいましたが、中には、らい菌によって末梢神経がおかされ、運動神経麻痺や知覚神経麻痺をおこす人もいました。そのため、顔や手足に変形がおきることや、その部分の機能を失うこともありました。また、家族内に病気が現れることがあったため、19世紀末に‘らい菌’が発見されるまで「遺伝病」と誤解されていました。

第二の理由は、古くからこの病気に対して積み重ねられてきた偏見、すなわち社会的な要因です。宗教上の概念から「天刑病」「業病」などと言われていたことも、この病気に対するイメージを極端に悪いものとしてしまいました。

そして、法律をつくって患者を隔離したことが、ハンセン病にまちがったイメージを与えてしまいました。すなわち、「強制的に隔離をしなくてはいけないほど、強

い感染力を持つ恐ろしい病気」という誤ったイメージです。

これらの誤解が、患者本人のみならず、家族・親族にまでおよび、離婚・破談・転居を余儀なくされた方も数多くおられました。

何よりも大切なのは、変形や障がいが生じる疾患や遺伝性疾患だからといって差別することは許されないということです。

## 日本のハンセン病対策

1873（明治6）年、ノルウェーの医学者アルマウェル・ハンセンが、らい菌を発見しました。その後、1897（明治30）年に「第1回国際癩会議」（ベルリン）が開催され、「ハンセン病はらい菌による感染症である」ことが国際的に確立されました。

しかし、日本ではそれまで信じられていた「遺伝病」説が完全に消えることはなく、その上に「感染する」という概念も加わり、社会に広まっていきました。そして、ハンセン病患者は、家庭や故郷から追い出され、放浪生活を余儀なくされました。

社会で、必要以上に「ハンセン病は感染症である」ということが強調され、「患者を隔離することによってのみ社会が救われる」という考えのもとで、国は法律をつくり、それによる対策を進めました。

このような社会防衛的な考え方は、その後、「民族浄化」思想と相まって、官民一体の“癩を絶滅しよう”とする「無癩（らい）県運動」へと発展していきました。

1931（昭和6）年には「癩予防法」が制定され、隔離の対象は、それまで街中を放浪していたハンセン病患者から、自宅で暮らしている患者も含めた全患者に拡大し、「絶対終生隔離」へとエスカレートしました。

1943（昭和18）年、プロミンという薬が、ハンセン病の治療に有効であることがアメリカ合衆国で報告されると、国際社会は、いち早く隔離から開放医療（在宅医療）へと方針を転換していきました。しかし、日本は、その後も隔離政策を続けました。プロミンは、日本でも独自に開発が進められ、1949（昭和24）年頃から全国の療養所でも治療に使われるようになり、ハンセン病は治るようになりました。

この頃から日本の隔離政策は国際社会から何度となく批判を受けるのですが、1948（昭和23）年頃から、日本は保健所を中心とした患者探しと療養所への強制隔離を進め継続しました。これは、第二次「無癩（らい）県運動」と呼ばれています。

こうした政策に対し、1951（昭和26）年に、入所者たちは自分たちの自治組織を結成し、国会陳情、ハンスト、デモ、座り込みなどを行い、命がけで法の改廃に向けて闘いました（「らい予防法」闘争）。しかし、1953（昭和28）年、新たに「らい予防法」が制定され、隔離政策は続きました。その結果、1956（昭和31）年の全国の療養所入所者数は、12,055人になりました。

## ハンセン病療養所の現状

ハンセン病療養所は、隔絶された離島や辺境の地に設置されました。今なお、北は青森県から南は沖縄県まで、国立13、私立1、計14のハンセン病療養所があり、医療施設を中心に、居住棟、売店、理・美容室、郵便局、公会堂、宗教施設、納骨堂などが建てられています。療養所の中には、火葬場が残されて使用されている所もあります。2017（平成29）年5月1日現在、ハンセン病療養所には、1,473人（国立1,468人、私立5人）が生活をしています。これらの人たちは、すでにハンセン病は治っています。

しかし、いまだに偏見や差別が社会に根強くあり、親族との断絶や断種・墮胎を強要されたことによって入所者の多くは身寄りがなく、また、後遺症等による身体障がいや高齢などにより、故郷に戻れず療養所での生活を余儀なくされています。

入所者の方々は、平均年齢が85歳を超えた今、ますます望郷の念を強くされています。

現在の療養所では、入所者が安心して生活できるよう、医師・看護師・介護員の確保や、療養所の将来構想として、退所者や地域住民の外来診療の実施、保育園や民間の社会福祉施設の設置、人権学習の場としての活用などに取り組んでいます。

こうした取り組みは、同時に入所者が減少していく中で療養所を維持するための課題となっています。

## ハンセン病回復者の現状

「らい予防法」廃止以後、全国を回ってハンセン病問題について差別の歴史や自らの体験を語り伝えるハンセン病回復者が増えています。しかし、偏見・差別の解消を目的とした入所者の活動が、家族・親族の理解を得られず、最も望んでいた自分の故郷での講演を断念せざるを得なくなるといった問題も浮き彫りとなっています。ハンセン病回復者の家族、親族も同じように偏見・差別を受けており、被害は今も深刻です。また、社会復帰者の中には地域で安心して暮らせるよう、学校や医療関係者、福祉従事者などを対象に啓発活動を行っている方も多くおられます。

2003(平成15)年11月には、「里帰り事業」において、熊本県内の宿泊施設が、「乳幼児に感染の恐れがある」「他の宿泊客に考慮して」などの理由で、入所者の宿泊を拒否するといった事件が発生し、大きな社会問題となりました。

このように、わが国の社会には、まだハンセン病に対する偏見・差別が残っていることは明らかです。多くの退所者は、根強い差別が残るなかで医療・介護の従事者や近隣の住人や家族にまでも自分の病歴を明かすことができない苦痛を抱えながら、社会生活を送っています。非入所者の中にも、自分の病歴の発覚を恐れ、医療機関で適切な治療を受けることなく、後遺症を重篤化させた方もおられ、退所者と同じ不安を抱えながら暮らしている方も多くいます。

また、教育現場では2013(平成25)年、ある県の小学校でハンセン病問題の学習を受けた児童がハンセン病に対して「こわい病気」など誤解した感想文を書い

たという出来事がありました。子どもたちにハンセン病問題を伝えていく教師にも  
正しく理解していただく必要があります。こうした偏見・差別を払拭するためには、  
より一層、ハンセン病問題への理解を深めるための啓発が必要です。

## 「らい予防法」廃止以後

1996(平成8)年4月1日、国は89年間継続した「らい予防法」を廃止し、「らい  
予防法の廃止に関する法律」を制定しました。この法律には、「らい予防法」を廃止  
することはもちろん、ハンセン病療養所の入所者に対し国が行っている医療・  
福祉・生活の保障をこれからも維持・継続することが明記されています。

「らい予防法」は廃止されましたが、国は隔離政策の誤りに対する謝罪はしませ  
んでした。また、その後の政策をみても「らい予防法」廃止後の最重要課題である  
はずの入所者の社会復帰に関しては、ほとんど施策として位置付けられず、社会復帰  
に対する積極的な支援は進まない状態でした。

こうしたことに不信を抱いた13人の入所者が、1998(平成10)年7月31日、  
「らい予防法」の違憲性を問う「らい予防法違憲国家賠償請求訴訟」(ハンセン病  
国賠訴訟)を熊本地方裁判所におこしました。熊本地裁(西日本訴訟)のみで争わ  
れていた裁判は、さらに、東京地裁(東日本訴訟)、岡山地裁(瀬戸内訴訟)へと拡大  
し、最終的には、2,322人が原告となり3か所の訴訟に参加しました。裁判の結果、  
審理が先行していた熊本地裁において、2001(平成13)年5月11日、原告側の主  
張をほぼ全面的に認めた判決が出されました。これに対し、国は5月23日に控訴を

断念し、ハンセン病国賠訴訟の熊本地裁判決が確定しました。東京地裁、岡山地裁

もこれに続きました。そして、6月22日に、「ハンセン病療養所入所者等に対す

る補償金の支給等に関する法律」(以下「ハンセン病補償法」)が制定され、金銭補償

と名誉回復や、福祉対策の向上を国の責任で行うことなどが盛り込まれました。そ

の後、毎年定期的に、ハンセン病問題の全面解決に向けて、国と統一交渉団(全国

ハンセン病療養所入所者協議会・ハンセン病国賠訴訟全国原告団協議会・ハン

セン病国賠訴訟全国弁護団連絡会)で話し合いが行われています。

また、2006(平成18)年2月10日、「ハンセン病補償法」の一部が改正され、

1945(昭和20)年8月15日までの間に、韓国・台湾など国外のハンセン病療養所

に入所していた方も、新たに補償金等の対象となりました。

2009(平成21)年4月には、「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」

(通称・「ハンセン病問題基本法」)が、国の誤った強制隔離政策によるハンセ

ン病回復者等の被害の回復を目的として施行されました。ハンセン病回復者が地域

社会から孤立することなく、良好かつ平穏な生活を営むことができるようにするた

めの基盤整備や偏見と差別のない社会の実現、福祉の増進、名誉の回復等のための

措置を講ずることについて、国や地方公共団体の責務が明記されました。

国・都道府県は、2008(平成20)年まで、貞明皇后(大正天皇の皇后)の誕生

日(6/25)前後1週間を「ハンセン病を正しく理解する週間」として取り組ん

できましたが、「ハンセン病補償法」が制定された6月22日を、2009(平成21)

年から「らい予防法による被害者の名誉回復と追悼の日」とし、追悼と名誉回復の取

り組みを実施しています。2011（平成23）年には、厚生労働省前に「らい予防法  
による被害者の名誉回復及び追悼の碑」を建立し、毎年追悼行事が行われています。

2015（平成27）年10月1日、退所者遺族への支援として、「ハンセン病問題  
基本法」の一部が改正され、退所者給与金受給者の死亡後に、配偶者等に対する  
経済的支援を行うための「特定配偶者等支援金制度」が実施されました。

家族・遺族が受けた被害については、国賠訴訟判決後の和解交渉においても国は  
責任を認めていないため、2016（平成28）年に568人の家族・遺族が原告となり  
熊本地裁に「違憲国家賠償請求訴訟」を提訴しました。

## ハンセン病回復者と家族のための相談・支援窓口

秘密は厳守しますので、どんなことでも安心してご相談ください。

### ◆ハンセン病回復者支援センター（社会福祉法人 恩賜財団済生会支部大阪府済生会）

住所 大阪市中央区谷町7丁目4-15（大阪府社会福祉会館302号室）

電話 06-7506-9424

ファクス 06-7506-9425

### ◆大阪府庁 地域保健課

電話 06-6941-0351（代表）

ファクス 06-4792-1722

◆<sup>ひらかたし</sup>枚方市 <sup>けんこうぶ</sup>健康部 <sup>けんこうそうむか</sup>健康総務課

<sup>でんわ</sup>電話 072-841-1319

ファクス 072-841-2470

## ◆おわりに◆

<sup>げんざい</sup>現在、<sup>にゅうしょしゃ</sup>入所者の<sup>へいきんねんれい</sup>平均年齢は<sup>さい</sup>85歳を超えており、<sup>のこ</sup>残された<sup>じかん</sup>時間は決して<sup>なが</sup>長くはありません。すでに<sup>おお</sup>多くの方が、<sup>かた</sup>2001（<sup>へいせい</sup>平成13）年<sup>ねん</sup>5月の<sup>くまもとちさいはんけつ</sup>熊本地裁判決を待たずして<sup>りょうようじょ</sup>療養所で<sup>しょうがい</sup>生涯を<sup>お</sup>終えられています。（<sup>ぜんこく</sup>全国の<sup>りょうようじょ</sup>療養所で<sup>な</sup>亡くなられた方：<sup>かた</sup>2017（<sup>へいせい</sup>平成29）年<sup>ねん</sup>6月<sup>にちげんざい</sup>22日現在で<sup>にん</sup>26,927人）

<sup>にほん</sup>日本の<sup>びょうたいさく</sup>ハンセン病対策の<sup>あやま</sup>誤りは、<sup>わたし</sup>私たちに<sup>おお</sup>大きな<sup>きょうくん</sup>教訓を<sup>のこ</sup>残しました。二度と、  
このような<sup>あやま</sup>過ちを<sup>く</sup>繰り返さないよう、<sup>かえ</sup>一人<sup>ひとり</sup>ひとりが<sup>なに</sup>何をしなければならぬか、<sup>しんし</sup>真摯  
に<sup>かんが</sup>考えていく<sup>ひつよう</sup>必要があります。

<sup>ひらかたし</sup>枚方市では、これからもさまざまな<sup>けいはつじぎょう</sup>啓発事業により<sup>びょうもんだい</sup>ハンセン病問題を<sup>つた</sup>伝え、<sup>ひとり</sup>一人でも  
<sup>おお</sup>多くの人<sup>ひと</sup>が<sup>びょう</sup>ハンセン病を<sup>ただ</sup>正しく<sup>りかい</sup>理解し、<sup>へんけん</sup>偏見や<sup>さべつ</sup>差別のない<sup>しゃかい</sup>社会の<sup>じつげん</sup>実現を<sup>めざ</sup>目指し<sup>と</sup>取  
り<sup>く</sup>組んでいきます。

# ハンセン病問題の解決の促進に関する法律(抜粋)

(平成二十年六月十八日法律第八十二号) (最終改正年月日:平成二三年五月二五日法律第五三号)

(趣旨)

**第一条** この法律は、国によるハンセン病の患者に対する隔離政策に起因して生じた問題であつて、ハンセン病の患者であつた者等の福祉の増進、名誉の回復等に関し現在もなお存在するもの(以下「ハンセン病問題」という。)の解決の促進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、ハンセン病問題の解決の促進に関し必要な事項を定めるものとする。

(基本理念)

- 第三条** ハンセン病問題に関する施策は、国によるハンセン病の患者に対する隔離政策によりハンセン病の患者であつた者等が受けた身体及び財産に係る被害その他社会生活全般にわたる被害に照らし、その被害を可能な限り回復することを旨として行われなければならない。
- 2** ハンセン病問題に関する施策を講ずるに当たっては、入所者が、現に居住する国立ハンセン病療養所等において、その生活環境が地域社会から孤立することなく、安心して豊かな生活を営むことができるように配慮されなければならない。
- 3** 何人も、ハンセン病の患者であつた者等に対して、ハンセン病の患者であつたこと又はハンセン病に罹患していることを理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

くに およ ち ほうこうきょうだんたい せきむ  
(国及び地方公共団体の責務)

だいよんじょう くに ぜんじょう さだ きほんりねん い か きほんりねん びょう  
**第四条** 国は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、ハンセン病の  
かんじゃ ものとう ふくし ぞうしんとう はか しさく さくてい およ じっし せきむ ゆう  
患者であった者等の福祉の増進等を図るための施策を策定し、及び実施する責務を有す  
る。

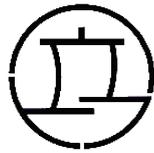
だいごじょう ち ほうこうきょうだんたい きほんりねん くに きょうりよく ち いき じつじょう ふ  
**第五条** 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国と協力しつつ、その地域の実情を踏まえ、  
びょう かんじゃ ものとう ふくし ぞうしんとう はか しさく さくてい およ じっし  
ハンセン病の患者であった者等の福祉の増進等を図るための施策を策定し、及び実施する  
せきむ ゆう  
責務を有する。

そうだんおよ じょうほう ていきょうとう  
(相談及び情報の提供等)

だい じょう くに およ ち ほうこうきょうだんたい たいしよしゃおよ ひにゆうしよしゃ にちじょうせいかつまた しゃかいせいかつ えんかつ  
**第17条** 国及び地方公共団体は、退所者及び非入所者が日常生活又は社会生活を円滑  
いとな もの そうだん おう ひつじょう じょうほう ていきょうおよ  
に営むことができるようにするため、これらの者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び  
じよげん おこな とうひつじょう そ ち こう  
助言を行う等必要な措置を講ずるものとする。

ほうりつぜんぶん さんしやう  
※法律全文については、ホームページなどをご参照ください。

<http://law.e-gov.go.jp/announce/H20H0082.html>



へいせい ねん がつはっこう  
平成30年2月発行

ひらかたし けんこうぶ けんこうそうむか  
枚方市 健康部 健康総務課

ひらかたしおおがいとちょう ちょうめ ばん ごう  
枚方市大垣内町2丁目1番 20号

でんわ  
電話 072-841-1319

ファクス 072-841-2470

※このリーフレットの文章は、大阪府発行の啓発冊子「ハンセン病問題を理解するために

～ハンセン病回復者の被害と名誉の回復を目指して～」から一部抜粋・変更したものです。